

## いきいき茨城ゆめ国体笠間市競技施設整備要項

### 1 目的

この要項は、第74回国民体育大会笠間市施設整備基本計画に基づき、いきいき茨城ゆめ国体（以下「大会」という。）における、競技施設の整備に関し、必要な事項を定める。

### 2 競技施設

(1) 競技施設は、競技会場及び練習会場とする。

(2) 臨時仮設物（付帯設備含む。）は、概ね次のとおりとする。

プレハブ、テント、仮設トイレ、電気設備、放送設備、通信設備、仮設スタンド、給排水設備

### 3 臨時仮設物の整備場所

臨時仮設物の整備場所は、競技会場、練習会場その他必要と認める場所とする。

### 4 施設の管理

大会開催期間中は、各施設に必要な人員を配置して、施設管理者と連携しながら適正な保守・安全管理を行う。

### 5 臨時仮設物の設営及び撤去

(1) 臨時仮設物の設営及び撤去は、委託業者等により行う。

(2) 臨時仮設物の設営は、各施設の状況を勘案し、競技会開始の前日までに完了するものとする。

(3) 臨時仮設物の撤去は、競技会終了後速やかに行い、会場等を原状に復旧するとともに、清掃を徹底し、借用物品については、借用先に確実に返却する。

### 6 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における競技用具整備についても、必要に応じてこの要項を準用する。